

1 計画策定の趣旨

「食育」は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

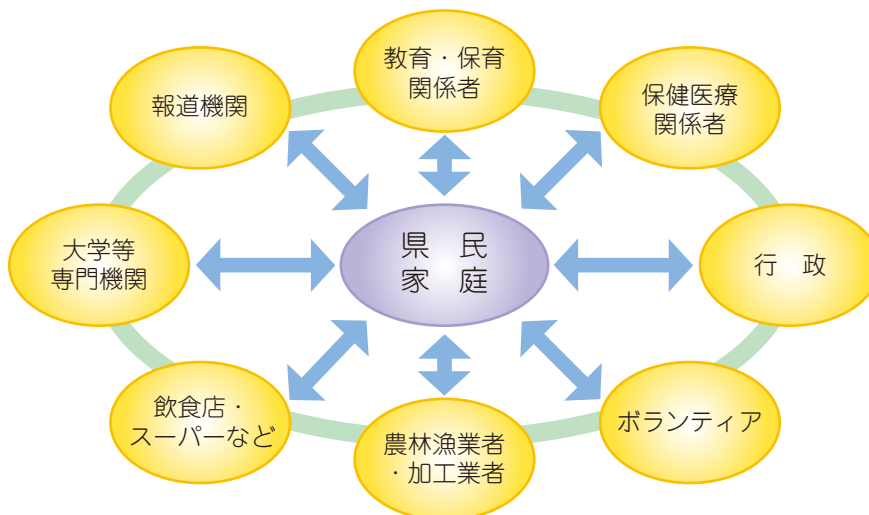
本県においては、食育基本法第17条第1項の規定及び国の食育推進基本計画に基づき、平成19年度から平成22年度までを計画期間とした「茨城県食育推進計画」（以下「第一次計画」という。）を平成19年3月に策定し、その目標の達成のため、県内の関係団体等が連携して横断的に食育に取り組むことができるよう、「茨城県食育支援連絡会」を設置し、推進に努めてまいりました。

第一次計画の推進により、食育は多様な主体により、様々な分野や場面で着実に推進されるようになってきましたが、生活習慣病の増加や食に対する不安の増加など、解決すべき多くの課題が残されていたことから、平成23年4月に「茨城県食育推進計画（第二次）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、更なる食育の推進に努めてまいりました。

これまでの取り組みにより、保育所や小中学校における食育の充実、生産者と消費者の交流の促進、食育推進計画を策定している市町村数の増加など、一定の成果が得られた一方で、野菜の摂取量の減少や20歳代を中心とした若い世代の食事の偏りなど、新たな課題も明らかになっております。

これらの状況を踏まえ、関係者間の連携を密にし、あらゆる世代のライフステージに応じた切れ目のない食育を推進するとともに、これまでの取り組みの成果や国の食育推進基本計画改定などを踏まえ、より実効性のある計画とするため、「茨城県食育推進計画（第三次）」（以下「第三次計画」という。）を策定するものです。

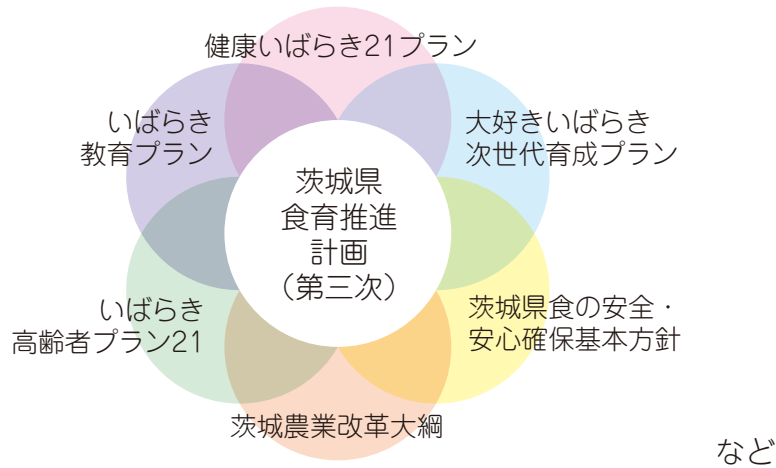
【食育推進のための関係者による支援体制】



2 他の計画との関係

第三次計画は、健康づくり、地産地消の推進、次世代を担う子どもの育成、食品の安全確保など、食育推進の背景にある様々な課題解決を図る計画等と整合を図りながら、推進するものです。

《食育推進計画の位置づけ》



3 計画期間（第三次計画）

平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間

第三次計画の期間は、平成 28 年度を初年度とする平成 32 年度までの 5 年間とします。

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

第一次計画

第二次計画

第三次計画